

香川県小学生バレーボール連盟関係者処分基準 別 表

代表的な違反行為について標準的な処分内容を下記に記すが、処分を決定する場合には、形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた考慮すべき内容を的確に把握し、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮し、処分を決定するよう努める。

<各種事案に対して考慮すべき要素>

①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等）

暴 力 : 暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等

暴 言 等 : 回数や継続性、被害者数等

わ い せ つ : 身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等

不適切な指導 : 身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等

不適切会計 : 程度、被害額等

*被害者が未成年の場合（加重要素）

*長期間による違反行為や回数（加重要素）

②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係

③加害者の人数

*多数いる場合（加重要素）

④違反行為による結果や影響

*不適切な経理処理により被害額の程度が多額の場合（加重要素）

⑤被害者の身体的負荷の程度

暴 力 : 暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか

不適切な指導 : 外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等

⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）

⑦被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度

*傷害等により選手生命が短縮・バレーボール活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合（加重要素）

*後遺障害が重度（加重要素）

*バレーボール活動の休止・停止の状況や所属チームからの退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合（加重要素）

⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯

⑨被害者の言動、態度等

⑩加害者の事後の対応

*反省、被害者への謝罪、示談の成立、被害の弁償等（軽減要素）

⑪社会的制裁の有無

*解雇・退職等による（軽減要素）

⑫他の違反も合わせて行った場合（併科の場合は加重要素）

表1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為
(以下「暴力等」という)

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者に傷害を負わなかった	活動禁止3か月～6か月
被害者に全治1か月未満の傷害を負わせた	活動禁止6か月～12か月
暴力等により、 ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が全治1か月以上の傷害を負った ③被害者が死亡するに至った ④重大な後遺障害が残る傷害を負った ⑤被害者が心身に重大な傷害を負った ⑥刑事処分をされた	活動禁止12か月～無期限
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か、暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場・被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか） ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等から退会の有無を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事故の対応（反省、被害者への謝罪等） ⑪社会的制裁の有無 ⑫他の違反も合わせて行った場合 <加重・軽減要素例> ○過重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度の場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回または継続的に行われていた場合等 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他の制裁を受けている場合等	

表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等、心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴言等」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意 ※保護者の処分を含む
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	嚴重注意 ※保護者の処分を含む
暴言等の内容にかかわらず、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	活動禁止 3 か月～12か月
暴言等の内容にかかわらず ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が死亡するに至った ③被害者及びその周囲の者が心身に重大な障害を負った ④刑事処分をされた	活動禁止 1 2 か月～無期限
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場・被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑥被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等から退会の有無を含む） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事故の対応（反省、被害者への謝罪等） ⑩社会的制裁の有無 ⑪他の違反も合わせて行った場合 <加重・軽減要素例> ○加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇、退職等他で制裁を受けている場合等 【本基準を準用しうる類似事案】 指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為	

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす行為やわいせつな言辞（言葉・言葉遣い）、性的な内容電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	活動禁止 3 か月～12か月
被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	活動禁止 1 2 か月～24か月
性的言動により ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が死亡するに至った ③被害者及びその周囲の者に心身に重大な障害を負った ④刑事処分をされた	活動禁止無期限
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度 ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や神経疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度（バレーボール活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） ⑪社会的制裁の有無 ⑫他の違反も合わせて行った場合 <加重・軽減要素の例> ○過重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、言動や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表4. 指導対象者、関係者等に対する体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な不適切な指導（いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓等）（以下「不適切な指導」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意 ※保護者の処分を含む
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった	嚴重注意 ※保護者の処分を含む
不適切な指導の内容にかかわらず、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	活動禁止3か月～12か月
不適切な指導の内容にかかわらず、 ①被害者が退部などバレーボール活動の中止に至った ②被害者が死亡に至った ③被害者が心身に重大な傷害を負った ④刑事処分をされた	活動禁止12か月～無期限（新）
<p><考慮すべき要素></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度（バレーボール活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） ⑪ 社会的制裁の有無 ⑫ 他の違反も合わせて行った場合 <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○過重要素 不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立等</p>	

表5. 所属チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
<p>他者が不適切な経理処理を行っていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった</p>	<p>嚴重注意 ※保護者の処分を含む</p>
<p>不適切な経理処理を行い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自己の利益を図った ②他の目的に流用した ③刑事処分をされた 	<p>活動禁止無期限</p>
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等） ② 加害者の地位・立場 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者のバレーボール活動への影響の程度（バレーボール活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑥ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑦ 加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等） ⑧ 社会的制裁の有無 ⑨ 他の違反も合わせて行った場合 <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○過重要素 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等 	